

## 本学における諸活動の実施にあたっての取扱い

## 1. 本学の基本姿勢について

- ①学生をはじめとする大学関係者の健康と安全を最優先に対応することとする。
- ②学生が大学の教育課程を履修して単位を修得し、予定の在学年限で卒業ができるようにし、就職や進学、資格試験や国家試験に臨むことができるように努めることとする。
- ③学生の経済的負担を可能な限り軽減するとともに、必要な修学環境の整備と修学支援をおこなっていくこととする。

## 2. 特に配慮する点

- ①オンキャンパスでの学生交流の機会について、全学として可能な限りこれを確保することとする。
- ②学生の課外活動については、大学生活を充実させる上でも非常に重要なものであることから、積極的に活動ができるよう様々な支援策を講じることとする。
- ③学内で新型コロナウイルスの感染者が発生した場合には、本学保健センター並びに近隣の諸機関と綿密に連携を図ることで、二次感染の発生を未然に防ぐよう迅速な対応に努めることとする。

## 3. 大学構内における活動に際しての注意事項

- ①新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種歴の有無にかかわらず、本学の定める行動指針に基づき、大学構内においては基本的にマスクを着用して活動すること。
- ②構内において食事をする場合には、食事時の会話はしない等、感染症の拡大防止に必要な基本的なルールを意識し、それを守ること（食堂利用の際には、食堂のルールに従うこと）。
- ③エレベーターの利用は障害のある方、高齢者を優先し、極力、階段を利用すること。
- ④体調がすぐれないときには、最寄りの事務室もしくは保健センターに相談のうえ、速やかに退構すること。

## 4. 大学構内で授業を受講するにあたり学生が遵守すべき事項

- ①日常的に検温を行い、発熱がある場合、そのほか体調が優れない場合には、登校しないこと。
- ②構内に入構後は、手洗いを励行すること。各自お手ふき、消毒シートなど持参すること。
- ③授業中は、マスクを着用すること。
- ④授業中における着座位置について、密にならないよう気を付けること。
- ⑤授業は指定された教室で受講すること。また、授業中の発言以外の私語は慎むこと。
- ⑥遠隔授業の受講にあたっては、個人のモバイルPC等を持ち込み、ヘッドセット、マイク等を使用すること。その際にはPCバッテリーを充電しておくこと。やむを得ず、貸出PCを借りた際には、使用後に備品も含め消毒してから返却するよう努めること。
- ⑦貸出PCを借りた際には、複数人で共用しないこと。
- ⑧授業終了後について、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、キャンパスにおける不要な滞在は極力避けること。

以上

本学における「面接授業科目」及び「遠隔授業科目」の取扱いについて

1. 本学における各授業回（100分・1コマ分）の実施方式に関する定義

面接授業	教員と学生が、当該授業を実施する通常教室等の教場において、同一空間内において対面形式による授業を実施するものをいう。
遠隔授業 （*1）	<p>大学設置基準第25条第2項および平成13年文部科学省告示第51号（大学設置基準第25条第2項の規定に基づく大学が履修させることができる授業等）に定める授業をいう。</p> <p>本学では、担当授業科目の内容および教育効果に照らし、以下の4類型の方式を適切に組み合わせて行う授業を遠隔授業とする。</p> <p>①ハイフレックス型授業 「面接授業」をリアルタイム配信し、教室外にいる学生にも同時・双方向で実施する授業。</p> <p>②ライブ型オンライン授業 オンライン会議システム等のICTツールを活用し、教員と学生が異なる場所において同時・双方向で実施する授業。教員の授業配信場所は教室等に限らない。</p> <p>③オンデマンド型授業 授業を録画し、オンライン上で動画を提供したのち、教員と学生の間でメール等を用いて質問や議論を行う授業。</p> <p>④資料配信型授業 ナレーション付きの授業資料（パワーポイント等）を作成し、オンライン上で提供したうえで、教員と学生の間でメール等を用いて質問や議論を行う授業。</p>

（\*1）合理的な理由から対面形式での出席が叶わないと各学部・研究科が認めた学生に限り、①、②、③および④の類型にて授業を行う場合には、当該授業回は、遠隔授業ではなく、面接授業として取り扱う。

2. 本学における「面接授業科目」と「遠隔授業科目」の取り扱い

面接授業科目	<p>すべての履修学生に対して、全授業回数のうち半数以上の授業回（全14回中、7回以上）について、面接授業を受講するよう求める授業科目。</p> <p>ただし、当該授業の履修を希望する学生からの申し出により、合理的な理由（*2）から対面形式での出席が叶わないと各学部・研究科が認めた学生については、この限りではないものとする。</p> <p>（*2）配慮が必要な「合理的な理由」の基準については別に定める。</p>
遠隔授業科目	「遠隔授業」を全授業回数のうち半数を超える授業回（全14回中、8回以上）において実施した授業科目。

	<p><u>遠隔授業科目は、中央大学学則35条の6において、卒業に必要な単位として算入される単位数の上限を、60単位までとすることが規定されている。ただし、この単位数の上限については、学部の授業科目についてのみ適用し、大学院研究科、専門職大学院研究科の授業科目には適用しないものとする。</u></p>
--	---

◎面接授業と遠隔授業の組み合わせによる「ブレンド型」科目の取り扱い

面接授業と遠隔授業の4類型で行う授業を、授業回によって適切に組み合わせて行う授業を「ブレンド型」科目と呼称する。その取り扱いは、半数以上の授業回（全14回中、7回以上）を面接授業で行い、かつ、その授業回について、すべての履修学生が対面形式で受講するよう求めている場合には「面接授業科目」、求めている場合には「遠隔授業科目」とする。

3. 遠隔授業科目で単位修得した場合の卒業に必要な単位として算入できる上限について

遠隔授業科目は、オンラインを積極的に活用した場合に高い教育効果が得られると判断される一部の授業科目に限られますが、中央大学学則においては、これらの授業科目で修得した単位について、卒業に必要な単位として算入できる単位数の上限が60単位までと定められています。

そのため、遠隔授業科目の受講にあたっては、シラバスにおける各授業科目の実施形態を確認したうえで、計画的に履修するよう留意してください。

なお、遠隔授業科目に関する、中央大学学則の規定は以下のとおりです。

・中央大学学則

(メディアを利用して行う授業科目)

第三十二条の二 前条に規定する授業については、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

2 多様なメディアを高度に利用して行う授業科目及び履修方法等は、各学部教授会が別に定める。

(メディアを利用して行う授業で修得した単位)

第三十五条の六 第三十二条の二に規定する授業の方法により修得した単位については、第四十三条第一項第二号に規定する卒業に必要な単位のうち、六十単位を超えないものとする。

4. 合理的な理由によりキャンパスへの通学が叶わない場合について

本学では、基礎疾患を有する場合など、新型コロナウイルス感染症に関連する事由について、合理的な理由から本学キャンパスへの通学が困難な学生に対しては、個別の事情を勘案したうえで不利益が生じないよう配慮することとしています。

そのため、授業科目の履修に際して、個別の事情がある場合には、予めご所属の学部事務室まで申し出てください。

**※合理的な理由が認められることなく遠隔で授業を受講した場合には、欠席扱いとなることがありますので、必ず指定の受講方法により授業に出席してください。**

**※お申し出の内容によっては、配慮の対象に該当しないと判断される場合があることにご留意ください。**

以上